

損高を記載したる證書を認め鑑定人をして之に調印せしめ之を陸揚願書に添て海關に差出し減税を請ふべし但此場合と雖も第十二款に載する如く更に鑑定評價するを妨げず

第十四款 若し陸揚願書或は船積願書に載せざる物品を荷物の内に隠し入れ關稅を逋脱せんと謀る者あらば該品を官に沒收すべし又若し荷物の品種數量等を偽り或は川稅品を免稅品目錄中に混記して關稅を逋脱し又は減少せんと謀る者あらば相當の關稅を納めしめたる上罰金として其逋脱若くは減少せんと謀りたる稅金高の五倍を課すべし

第十五款 船中乗組人及び旅客の自用品を陸揚或は船積するには海關の免狀を請ふに及ばず然れども海關官吏に於て其品々を検査し若し自用と認め難き過分の可稅品を所持するときは稅目に照し之に相當の稅を課すべし又旅具中に禁制品を隠すものは本品を沒收し阿片の如きは第三十七款に從て處分すべし

第十六款 日本公使館所用の物品には總て關稅を課することなし且之を検査すること莫るべし

第十七款 爆發質若くは危險質に係る荷物の揚卸場は豫め之を定め置き其場所の外之を揚卸するを許さず

第十八款 朝鮮國の通商港に輸入したる關稅納濟の諸物品は之を朝鮮國の諸部に輸送するに當て運送稅或は内地通關稅其他一切の稅を賦課すること莫るべし又輸出の爲めに朝鮮國の各部より通商港へ運送する所の物品にも右同様運送稅内地通關稅其他一切の稅を課せざるべし

第十九款 輸入物關稅納濟の後更めて之を他の開港場へ轉送せんとする者あらば其荷物を解開け若くは物品を抽き換へ或は挿し入れたることなく元形のまゝたることを海關に於て見届けたる上は納稅濟手形を渡すべし他港の海關にては其荷物を右の手形に引合せて相違なければ重ねて輸入稅を課することなし若し

物品を抽き換へ或は挿し入れたる等の事あらば其抽き換へ若くは挿し入れたる
物品に付相當の税を納めしめたる上罰金として其税額五倍の金高を課すべし
第二十款 輸入物品荷主引取たる後之を積戻さんことを請ふ者あるときは海關に
て之を検査し輸入品に相違なきの證左あれば輸出税を課することなく其積戻を
許すべし

第二十一款 日本商船朝鮮國の通商港へ積み廻る商船國產物は最初朝鮮港より輸
出せし時の性質及び有様を變換せず又其輸出の日より起算して三週年を経過せ
ず且其輸出の時受取りたる船積免狀を相添へ輸入人に於て其朝鮮國產物たるこ
とを證明するに於ては無税通關を許すべし

第二十二款 朝鮮國沿海運輸の便相整ふ迄の間日本國商船は其何國の物品たるを
問す之を搭載し通商各港の間を往來するを得べし但各通商港にて買入たる朝鮮
產物を朝鮮國の他の通商港へ輸送せんと欲するときは其物品の輸出税に等しき

金額又は其金額を擔保すへき相當の保證人税關長の者足すべき者を選み其證書を其輸出港の
海關に預け置き而して他の通商港に到りて右物品を陸揚するとき陸揚證書と共に
港の海關より受取り拂ふとなし輸出の日より六箇月以内に之を輸出港の海關へ指
出し最初預け置きたる金額を請戻し又は證書の返却を乞ふべし然れども若し其
輸送船の難破に遭ふことあれば其輸出の日より一箇年内に右證書の代りとして
日本領事館の確認したる難破證明書を差出すべし但朝鮮國の船隻不足なる日
に至れば此口の貨を彼口へ運載するに他國の船隻を用ひず

第二十三款 各通商港海關の荷物を取扱ふ處には朝鮮政府にて上屋を建設し且又
輸出入荷物等を預置すべき倉庫を築造すべし尤倉敷料及び其他の事は別に其規
則を協議設定すべし

第二十四款 輸入荷物の税を納めずして之を海關倉庫に預けんと欲するものは倉
庫規則に従ひ海關長の免許を受けざるべからず然るときは右荷物を再び日本國

へ積戻さんとするときは其儘輸出するを得べし又既に納稅したる荷物と雖も右倉庫内より直ちに積戻すに於ては其既納の稅金を返還すべし尤一且荷主の許に引取りたる荷物は第二十款の例に據るべし但朝鮮政府にて借庫を建築せざる間は荷物を引取たる後と雖も原包の儘なれば海關に於て既納の輸入稅を還付し積戻すことを許すべし尤一個年を過るものは第二十款の例に同じ

第二十五款 日本商船修復の爲め其積荷を陸揚することあらば關稅を納めずして之を陸揚し海關所轄の上屋或は倉庫に入置き但裁料及雜費は船長より支拂すべし修復済の後之を船積することを得べし然れども若し其荷物を賣拂ふことあらば相當の關稅を納むべし又朝鮮海邊にて破損したる船舶の船材船具及び船用品を賣却するときは其輸入稅を免除すべし

第二十六款 日本商船出港せんと欲せば拔鎗前に船長或は其代理人より先づ出港届書及び輸出積荷目録を海關に差出し領事の船書預り證書を請戻し出港免除を得て後出港すべし

第二十七款 出港の手數を爲し了りたる船舶都合に由り再び物荷を船積し若くは船卸せんと欲するときは更に入港の手數をなし出港するときは亦出港の手數をなすべし又出港手數の済みたる上出港時期に及ぶと雖も拔鎗し能はざるとかは船長或は其代理人より其旨を海關に届出で認可を受くべし

第二十八款 船長出港免狀を得んと欲するも海關諸規則に違犯するの事件ありて未だ裁判を経ざる間は海關に於て之を與へれるべし尤領事官に於て船長に至當の引受人を立しむるか又は相當の保證金を出さし能はざるとかは其郵船會社の代

るは海關長は出港免狀を與ふべし

第二十九款 郵船は同日若くは同時に入港手數と出港手數を爲すことを得べし又輸入積荷目録には其港に於て陸揚し若くは船移する所の荷物の外之を掲記することを要せず又輸出積荷目録は船長より差出し能はざるとかは其郵船會社の代

理人より出港三日内に之を指出するも妨げなし

第三十款 船中の需用品を求むる爲め若くは災厄を避くる爲め朝鮮の通商港に立寄りたる日本商船或は漁船は入港手数及び出港手数を爲すに及ばず但斯の如き船舶と雖も二十四時以上碇泊するときは其次第を海關へ届出づべし尤も引續き貿易を爲すときは必ず第二款の規則に従ふを要す

第三十一款 朝鮮政府にて後來通商各港内を修理し及び燈臺標識を設くべし尤之を維持する費用に充つるか爲め日本商船の各通商港に來航するものは噸税として毎噸貳拾五文づゝを納むべし但何石と稱する船は日本の六石四斗五升を以て一噸と算定すべし右噸税を納むれば海關より四箇月限の手形を渡し右期限中は朝鮮國內何れの通商港に到るとも復た噸税を納むるに及ばず又入港の商船荷物を陸揚せずして他所に赴かんとするもの一日内に出港するときは噸税を納むるに及ばず尤風雨或は大霧等にて出港し難さものは其次第を海關に届出べし但漁船は噸税を納めず尤噸税は他國の商船

若し日本船と同數の多さに至れば公同協議して取定すること有るべし

第三十二款 軍艦其他日本政府に屬し商品を搭載せざる船舶の朝鮮國通商港に到るものは入港手数及び出港手数を爲すことなく又噸税を拂ふことなく且海關官吏之を監守すること莫るべし然れども其船中所用品の内不用の分を陸揚して之を賣拂ふときは其實主より之を海關に届出で相當の關稅を納むべし

第三十三款 日本商船若し朝鮮國の不開港場に於て密商し或は密商せんと謀るものあらば該商品は勿論其搭載する所の商品を朝鮮政府に沒收し船長に五拾萬文の罰金を課すべし但風波の難を避け或は薪水食料を求むる爲めに一時寄泊するを得て之を備使すべしものは此例に非ず

第三十四款 朝鮮國政府又は人民にて荷物人員等を不開口岸に運送せんと欲するときは日本商船を雇入ることを得べし雇主若し人民なれば朝鮮國政府の免狀を得て之を備使すべし

第三十五款 此規則中に掲ぐる所の罰金沒收及び他の罰則に關する事件は海關長の告訴に由り日本領事官に於て之を裁斷すべし尤其取立たる罰金及び沒收したる物品は總て朝鮮政府の收領する所とす故に朝鮮官吏の差押へたる物品は該官吏と日本領事官と立合の上にて之に封印を施し裁斷を了る迄海上に留置くべし若し領事官に於て之を無罰に決するときは其物品は領事を經て荷主へ引渡すこと勿論たりと雖も朝鮮官吏若し其裁判に服せざるとときは日本國相當の裁判所へ控訴すべし然るとときは荷主は其物品の代價を裁判完結に至るまで領事館に預け置くべし若し其差押ゆる所の物品腐敗質變態質或は危險質に係れば其代價を領事館に預り置き物品は荷主に渡すべし

第三十六款 鴉片は輸入を嚴禁す若し鴉片を密輸し或は密輸せんと謀るものあらば其品沒收の上密輸高一斤に付七千文づゝの罰金を課すべし但朝鮮政府需用の爲め輸入するか又は在留日本人民藥用の爲めに日本領事官の證明を経て輸入す

るものは此限にあらず

第三十七款 若し朝鮮國水旱或は兵擾等の事故あり境内飲食を致すを恐れ朝鮮政府暫く米糧の輸出を禁せんと欲せば須く其期に先だつ一箇月前に於て地方官より日本領事官に照知すべし然るとときは豫め其期を在各港の日本商民に轉示し一體遵守せしむべし米穀類は進口出口ともに五分稅を課すと雖も如し朝鮮國に災荒ありて進口を要し或は日本國に災荒ありて出口を要するときは知照を経て進出稅を免すべし

第三十八款 大小砲銃諸種彈丸火薬雷粉其他一切の軍器は朝鮮政府又は朝鮮政府より軍器買入の免許を受けたる朝鮮人を除くの外朝鮮人民へ賣渡すことを許さず若しそを密賣する者あらば其品を沒收すべし

第三十九款 此規則中罰金を掲げたる條款に違背する者あらば壹萬五千文以下の罰金を課すべし

第四十款 此規則に定むる所の稅銀及び罰金は朝鮮銅錢を以て之を納むべし或は日本銀貨を以て時の相場に従ひ換用すべし尤墨斯哥弗は日本銀價と同價なるを以て之を換用するも亦妨げなし又第一第三第四第六第三十三の諸款に掲ぐる所の罰金及び手數料は其商船五百噸以下は一分の一を科し五拾噸以下は四分の一を科すべし

第四十一款 日本國漁船は朝鮮國全羅慶尙江原咸鏡の四道朝鮮國漁船は日本國肥前筑前長門朝鮮海に面する所石見出雲對馬の海濱に往來捕魚するを聽すと雖も私に貨物を以て貿易するを許さず違ふ者は其品を沒收すべし但其所獲の魚介を賣買するは此例に非す其彼此應納の魚稅及び其他の細目に至ては運行兩年の後其景況に隨ひ更に協議酌定すべし

第四十二款 此規則は調印の日より百日内に日本朝鮮兩政府の允准を経へざるものにして右百日經過の後直ちに之を實踐すべし然るとされば從來の貿易規則及び其

他の諸約書中此規則の諸條款に抵觸するものは總て其効を失ふものとす尤現時若くは後來朝鮮政府何等の權利特典及び惠政恩遇に論なく他國官民に施及するものあらば日本國官民も亦猶豫なく一體均霑するを得又此規則は實踐の日より五箇年を以て期とす故に其滿期前に於て兩國政府更に協議を遂げ新規則を設立するを要す但若し協議中其期を過ぐることあるも新規則設立までは此規則に據て辦理するものとす且又兩國の官吏此規則内に掲載せざる條款を増加するを以て彼此共に公用と考ふ時は隨時商議を開くを得べし右證據として兩國の全權大臣此條約に名を記し印を調する者也

大日本國明治十六年七月廿五日 全權大臣辦理公使 竹添進一郎印
大朝鮮國開國二十九年六月二十二日 全權大臣督辦交涉通商事務 閔泳穆印

朝鮮國開行里程取極約書

第一條 朝國政府は日本國明治十五年八月三十一日 朝鮮曆壬午年七月十五日 各全權大臣の議定したる續約第一款

の旨趣に依り朝鮮國仁川元山釜山の三港に於て今年販賣開行里程と雙方委任の大臣協議の上左の通定めたり

第二條

仁川口 東は安山始興果川を限る 東北は陽川金浦を限る 北は江華島を限る
元山港 西は德源府管下馬息嶺を限る 南は安邊府管下古龍池院を限る 北
は文川郡管下樂加直を限る
釜山港 東は機張を限る 西は金灘を限る 南は鳴湖を限る 北は梁山を限る

右に定めたる各地の境界には兩國官吏立會の上標木を立て以て四方の限止を明
かにすべし

第三條　来る日本曆明治十七年朝鮮曆甲申年更に擴張すべき里程の境界は其期に
至り兩國委員議定の上此約書の附錄と爲すべし

第四條　此里程内に於て日本人隨意遊獵するを得ると雖も人家接近の地井に朝鮮

政府の禁制する場所に於て發銃すべからず

第五條　日本人此里程内に在て或は暴行をなし又は境界を越越する者ある時は地方
官吏にて之を取押へ日本領事館に送交し或は其地に引留置領事官に通知し處
分をなさしむべし但し引留又は送致の際苛虐の取扱を爲す可からざるは勿論引
留時間は領事館往復に必要なる時間に限るべし

第六條　此里程内に於て朝鮮人往來の日本人に對し暴行を爲す者あれば地方官速
かに吏を派し之を救護し其暴行人を嚴罰すべし

第七條　日本人閒行の際日暮歸る能はず或は途中疾病事故等有て行く能はざる者
に遇は沿路の人民其請に應じて輜馬を雇ひ或は其家に休宿せしむる等懇切の取
扱をなすべし但し其驕馬費宿料等は該日本人より完清すべし

第八條　第四條より以下の諸條は朝鮮政府にて里程内の鄉村及道路に掲示し人民
をして能く遵奉せしむべし

右確實なるを證し両國の各委任大臣記名調印する者也

大日本國明治十六年七月二十五日

全權大臣辦理公使 竹添進一郎印

大朝鮮國開國四百九十二年六月二十二日 全權大臣督辦交涉通商事務 閔 淑 穆印

茲に日本曆明治十六年七月二十五日 朝鮮曆癸未年六月二十二日取極たる本約書第三條に據り今年更に擴開すべき開行里程の境界を兩國委員會同議定して左に開列す

仁川港 南は南陽水原龍仁廣州を限る 東は京城東中浪浦を限る 西北は坡州交河通津江華を限る 西南は永宗大阜小阜の各島を限る

元山港 北は永興を限る 西は文川の終境を限る 南は淮陽通川を限る

釜山港 東は南倉を限る 北は彦陽を限る 西は昌原馬山浦三浪倉を限る 南は天城島を限る

右確實なるを證し両國の委任大臣記名調印し以て朝鮮國開行里程取極約書の附錄

と爲す者なり

附 錄

大日本國明治十七年十一月二十九日

委任大臣辦理公使 竹添進一郎印

大朝鮮國開國四百九十三年十月十二日

委任大臣督辦交涉通商事務 金 宏 築印

朝鮮海岸ニ於テ犯罪ノ日本漁民取扱條規

第一條 朝鮮國の約定海岸に於て日本國人朝鮮國の法禁を犯したるとさば水陸共左の箇條に照し取扱ふべし

第二條 朝鮮國官吏は法禁を犯せる日本國人を取押へたるとさば其罪證と具録し之を添て其日本人を最寄開港場の日本領事官へ引渡し相當の處分を要求すべし日本領事官は速かに其要求に應じ之を審査し照律處斷すべし但し朝鮮國官吏取押へ又は驛送の際苛虐の取扱をなすこと無るべし

第三條 犯罪と認ひベシ日本人を海陸孰れより護送するも朝鮮官吏の勝手たるべ

し但し成丈速かに護送し事故なくして徒に犯罪を其他に淹留すべからず

第四條 朝鮮國の約定海岸に於て罪を犯せしと認ひる日本人と海路より護送するときは朝鮮官吏日本人の船舶に乗込或は別船に在て之を引来る俱に其便宜に任す如し陸路より護送するときは其日本船は逐て引渡す迄の間は地方官にて之を監守し毀失せしむること無るべし且其船具漁具其外運搬し難き物品は目録に作り犯罪に添て之を送附すべし

第五條 如し薪水食糧を得るが爲め又は獲たる所の魚類を賣買する爲め上陸し陸上に於て其犯罪同行中若干名のみに係るとときは其若干名のみを此手續に依て護送し其他は之を拘引すること無るべし又海上なれば其罪犯を除くの外殘員猶航海に堪るときは朝鮮官吏は其犯罪のみを護送し其他は之を放還すべし

第六條 此規則は實行の上更に増損すべくもの有れば雙方協議改正するを得べし
右確實なるを證し両國の各委員大臣茲に記名調印するもの也

大日本國明治十六年七月二十五日

全權大臣辦理公使 竹添進一郎印

大朝鮮國四百九十二年六月二十二日 全權大臣督辦交涉通商事務 閔 泳 穆剛

日本朝鮮兩國通漁規則

大日本國政府は日本明治十六年七月二十五日朝鮮開國四百九十二年六月二十一日

両國全權大臣の協議訂定せる朝鮮國貿易規則第四十一款に據り両國海濱に往來捕魚する者のために漁業税を定め取締規則を立つるを必要として日本政府は代理公使近藤眞鶴に委任し朝鮮政府は督辦交渉通商事務閣種默に委任し各委員を奉じて會議定立する各條左の如し

第一條 両國議定地方の海濱三里日本國海里の第測に據る已下之に準す以内に於て漁業を營まんとする両國漁船は其船の間數所有主の住所姓名及乗組人員を詳記し其船主若くは代理人より願書を認め日本漁船は其領事官を經て開港場地方廳へ朝鮮漁船は議定地方の郡區役所に差出し該船の検査を經て免許鑑札を受くべし

但し免許鑑札は漁業の時必らず携帶すべし

第二條 漁業免許の鑑札を受くる者は漁業税として左の割合に照し税金を納むべし而して此鑑札は之を受けたる日より滿一年間其効を有するものとす

乗組人百名已上 日本銀貨拾圓 同五名已上九名已下 同伍圓 同四名已

下同參照

第三條 漁業免許の鑑札を受けたる此國漁船は其捕獲したる魚介を彼國海濱の地方に於て販賣することを得べしと雖も彼國政府に於て衛生又上は其他の事故により一般に販賣を禁じたる魚介類は之を販賣することを許さず

第四條 両國の漁船は漁業免許の鑑札を受けたるものと雖も特許を得るにあらざれば両國海濱三里以内に於て鯨鯢を捕獲することを許さず

第五條 此國の漁船彼國海濱三里以内に於て地方の禁制に背き魚介其他海産の蕃殖を害すべき方法を用ゆること勿る可く又は各地方に於て魚介の種類を限り其

捕獲を禁制したる時期に方りてば彼是の漁民決して該魚介を捕獲すること勿る可し

第六條 両國地方官署の官吏は此規則を執行する爲め必要なりと認むるときは該地方海濱三里以内に在る彼國漁船内を查檢し若し違犯者あれば之を押留することを得但し朝鮮地方官にて日本船を押留したるとときは其趣速かに最寄日本領事官に通知し該規則に従て處分を求むべし

第七條 漁業免許の鑑札を受けずして海濱三里以内に於て魚介を捕獲し若くは捕獲せんとしたる漁船は五圓已上拾五圓已下の罰金に處し其捕獲物を沒收す

第八條 第一條免許鑑札を携帶せざるもの第四條を犯すもの及び第六條地方官吏の查檢を拒むものは壹圓已上貳圓已下の罰金に處す但し第四條を犯したる者は別に捕獲したる鯨鯢を沒收す

第一條乗組人員を偽り税金を不足納したる者は其不足高二倍の罰金に處す

第三條 禁制の魚介を販賣し及第五條魚介海產の蕃殖を害するの方法を用ひ若くは禁制の魚介を捕獲したる者は日本海濱に於ては地方規則に照して處分し朝鮮海濱に於ては壹圓已上貳圓已下の罰金に處し其捕獲物を沒收す

第九條 漁業鑑札を他人に貸附し海濱三里以内に於て魚介を捕獲せしめたるものは貸者借者共に該鑑札に相當する稅額二倍の罰金に處し其捕獲物を沒收す

第十條 両國議定地方にあらざる海嶺三里以内に於て魚介を捕獲したるものは漁船漁具及其捕獲物を沒收す

第十一條 此規則に據て處分すべきものは日本國海濱に於ては日本地方裁判所の裁斷に歸し朝鮮國海濱に於ては其地方より最寄日本領事館に告訴し其裁斷に歸すべし

第十二條 此規則實行の後更に増減すべき事項出來るとさは双方協議改正するを得漁業稅に至ては此規則調印の日より一年間施行の後漁利の有無を看て再び

改正すべし

茲に双方記名調印し右確實なるを證する者なり

大日本國明治廿二年十一月十二日 代理公使 近藤 真輔

大朝鮮國開國四百九十八年十月三十日 督辦交涉通商事務 閔 種 默印

明治十六年七月二十五日、辦理公使竹添進一郎、交涉通商事務閔泳穆兩氏の間に締結せる通商章程によりて定めらる韓國海關稅目左に掲ぐ

大韓國海關稅目

輸入之部

第一 藥材、製藥及香料
諸藥材（他項に掲ぐる者を除く）諸製藥種、明礬、膠各種、樟腦（五分）

樟腦
丁香、麝香。（一割）

韓國案内 ●附錄

通關案內

安息香。乳香。白檀。甘松。線香。其他香料。(一一割)

乾藍。水藍。漆。蘇木及蘇木越幾斯。五倍子。紅花。染粉(其他別項に掲載せ)。色油。

各色鉛粉及亞鉛粉。洋漆。紺青。雌黃。那青。綠青朱(其他別項に掲載せ)。(八分)

日本銅。(五分)

鐵。鋼。鋁。錫。汞來金。其他別項に掲げざる諸金屬類(塊疊條板果等の別な
く)銅鐵釘類。水銀。ソルダ。白銅。アンチモニー。鐵線及銅線。錫。釜。刃
物及鐵製ブリキ製其他總て金屬製品類。(八分)

石炭油。(五分)

諸種の油(別項に掲げざる者)蜜蠟。木蠟。瀝青及タル。獸蠟其他別項に掲載

せざる一切の油蠟脂類。椿油。レース。セサナソ。蠟燭。蠟附油。氣油。(八分)

第五 布帛類

生平。海黃。綿。綿子。郡内。絹絹。綿純子。綿織子。綿綿子。生金
巾。白金巾。唐棧。雲齋。小倉誠。紋羽類。天竺布。寒冷紗。緋金巾。色金巾。
紋金巾。綾金巾。左瓦紗。編紗。編天鵝絨。紋綢巾。緞巾。フランチル(純駿の)元
ヘイル(同)毛繩子。縮緬吳呂。(上)純毛羅紗。綿毛羅紗。毛純子。羅世板。セル
シス。ストライブス。(純駿の)アルバカ。麻布。麻綿及麻生布(生色白色)臥底帆布
(綿麻共)其他別項に掲載せざる一切の絹綿毛及麻布の類。油布。蠟布。(八分)

天鵝絨諸種。地氈類。(二割)

第六 文具紙類

日本人日用雜紙。(五分)

印刷用洋紙(何國製に拘らず)包裝用洋紙、諸日本紙、墨池封筒、鉛筆、洋筆、毛筆。石盤各種墨(八分)、色紙、紋紙、印材。印肉。其他別項に掲載せざる一切の文具紙類(一割)

第七 飲食物及煙草類

穀物、麴粉、生水菓、日本所食の物、味噌、醤油及酢(五分)、鹽、茶、醃肉、醃魚、及罐詰食料、素麵、葛粉、寒天、落花生豆、檸檬水、生姜水、甫達水及諸飲料水類、其他別項に掲載せざる一切の飲食物類、白黒砂糖、糖蜜、糖水(日本酒)、林檎酒(八分)、麥酒(諸種)、赤白葡萄酒(一割)、卷煙草、紙卷煙草其他一切の煙草(二割)、ウエルムード、ボルトセリー(一割五分)、ブランデー、ウキスキー、シャンパン、櫻酒、杜松子酒、リキウル、糖酒、焼酎

及泡盛、其他別項に掲載せざる一切の酒類(三割)

第八 雜貨

石炭、ユーラス、日本人常用器具、家根板、襖、障子、石灰、磁石、砂紙、摺附木、燐寸、諸石鹼類、靴其他履物及傘、提袋、膳、重箱、鏡臺、簾笥、盆及總ての木製器具、日本人建造房用竹木材(五分)、木材、竹材、石材、煉化石及瓦、皮、角、骨、牙、蹄羽毛類(工と經るもの)、木炭、簾、棉英、綿絲、生糸、織斗糸、肩糸、天蠶糸、羊毛、其他獸毛、苧、麻運貨車船、金剛砂、綿子、菓子、麻子、亞麻子、胡麻子、燈心、佛箱、器械用磁器、陶器類、別項に掲載せざる一切の雜貨、臥床、椅子、其他家具、衣服、帽子機、其其服飾品、眼鏡、象牙及一角牙、扇及團扇類、齒磨、窓玻璃及玻璃片、洋燈及其部分(八分)、熟皮類、馬具及馬車、諸玻璃品類(別項に載せざる者)、鏡類(席の有無に)、紫檀、テ

イクス木、黃楊木、鐵力木及總て堅硬木。蝙蝠筆（鉄幹）旅櫃。提囊及佩袋類。寫眞器、樂器、鉗卸、扣子。鐵山使用的爆發物（一割）

煙管及煙囊、袋類、毛皮（狐、獺、犴、兔等）の類（一割五分）

漆繪したる漆器類、玩具、首飾品、時辰鐘及辰表並其部分品類（一割）

寫眞、花筒、置物、其他室內裝飾品に屬するもの。艦中組工類、繪畫（表裝の有無）

彫刻物（二割五分）

煙火類、玻璃珠、獵銃及其使用品、珊瑚珠、真珠及寶石類、衝球、象棋、骨牌

其他一切の遊戲品（三割）

第九 船舶

蒸氣船（每噸）銅錢二百五十文、帆船（同）銅錢百二十五文

第十 免稅品

貨幣、金銀地金、旅客行李の具、貨物見本（相當の額數）、新聞紙、廣告紙類、書籍、地圖

第十一 禁制品

海圖、招牌、修繕勤業の雑形類、農具、醫術用器具、尺度、衡量、寒暖計、晴雨計、驗液器、針盤、其他學術用器具並其使用品、活字（新古今）、消防器具、船用具（若し不甲の者を陸上げして競賣する者は仍は定稅と徵す）包装諸品荷物及繩類（貨物包裝用）

第十二 輸出入之部

鴉片（藥用鴉片）、偽藥、擬造貨幣類、淫穢私藝の圖書肖像、軍軍類（凡軍機の式樣及び防身にて朝鮮官の准單と取到したる上方さに進口を准す但し出賣するを准さず）

五分、別項に記載せざる一切の輸出品

一割五分、紅參（朝鮮の商民日本に帶入する時は應に一割五分の稅を納むべし日本商に進口を准す但し出賣するを准さず）

第十三 輸出入願書式一例

韓國案内

●附錄

四百四十

韓國各港に於て輸入の貨物を受取る時は左の書式に従ひ差出人の送券と共に税關へ差出すべし

金山海關進口報單

記號	件數	貨名	正個數	筋兩	商貨	公倍價	稅	於海關記明	立九寸五分
年	月	日商	謹報	(何某印)	船庄	運來			

金山海關出口報單

記號	件數	貨名	正個數	筋兩	貨價	公倍價	稅	於海關記明	立九寸八分
年	月	日商	謹報	(何某印)	船裝載貨物運往	國第	号	投報	

朝鮮各港に於て本邦又は他國へ貨物を輸出せんとする時は左の書式に従ひべし

韓國と諸國との間に現行せる重要な條約に就て其種類及び締結年月日等を左に示すべし

四百四十二

國別	名 称	調印所と年月日	調印者
日本、修 好 條 規	同	明治九年二月廿六日江華府に於て調印	黒田清隆 井上馨 尹弼唐
修好條規附錄	修好條規續約	同三年三月廿二日批准同日公布	中
〔在朝鮮國日本人民通商章程并薄額稅目〕	〔在朝鮮國日本人民犯罪取扱規則〕	同八年八月廿四日京城に於て調印	宮
開行里程取極約書	〔開行里程取極約書附〕	同十五年十月廿日仁川に於て調印	趙本寅 小熙一
〔在朝鮮國日本漁民犯罪取扱規則〕	〔開行里程取極約書附〕	同十六年十一月二十二日公布	花房義質 李裕元 金宏集
米國、修好通商航海條約	同	同十六年七月廿五日仁川に於て調印	竹添進一
獨逸、同	伊國、同	同十六年七月廿五日仁川に於て調印	竹添進一
露國、同	同	同十六年七月廿五日仁川に於て調印	竹添進一
佛國、〔修好通商條約附錄通商章程〕	同邊界通商章程	同十七年七月廿六日京城に於て調印	閔洪進一
澳國、同	同	同十七年七月廿六日京城に於て調印	閔洪進一
清國、修好通商條約	同	同十七年七月廿六日京城に於て調印	閔洪進一
白國、同	同	同廿一年八月廿日京城に於て調印	閔洪進一
		〔同廿一年七月廿三日東京に於て調印〕	閔洪進一
		〔同廿一年十月五日批准交換〕	閔洪進一
		〔同廿一年九月十二日京城に於て調印〕	閔洪進一
		〔同廿一年十二月十四日批准交換〕	閔洪進一
		〔同廿四年三月廿三日京城に於て調印〕	閔洪進一

韓語の大畧(單語)

一	ツ	ハナ
二	ツ	ヅール
三	ツ	ソイツ
四	ツ	トライツ
五	ツ	ダーツ
六	ツ	ヨースツ
七	ツ	イルコブ
八	ツ	ヨートル
九	ツ	アーホブ
十	ツ	ヨール
十一	ツ	ヨルハナ
十二	ツ	ヨルツル
十三	ツ	ヨルソイツ
十四	ツ	ヨルトイフ
十五	ツ	ヨルタソツ
十六	ツ	スムル
十七	ツ	ツールン
十八	ツ	ベーフン
十九	ツ	シユイン
二十	ツ	エーシュン
二十一	ツ	エールン
二十二	ツ	ヨーヴン

一	一	アーフン
二	一	イルバイク
三	一	ハソブン
四	一	ヅツブン
五	一	ツツブン
六	一	ドツブン
七	一	チツブン
八	一	ユクブン
九	一	ナルブン
十	一	バルブン
十一	一	クツブン
十二	一	ハントン
十三	一	三十文
十四	一	四十文
十五	一	五十文
十六	一	六十文
十七	一	七十文
十八	一	八十文
十九	一	九十文
二十	一	一百文(一両)
二十一	一	一貫文(十両)
二十二	一	ハソニヤク
二十三	一	ヨルニヤグ
二十四	一	ハントン
二十五	一	ゾートン
二十六	一	ドートン
二十七	一	タツトン
二十八	一	ヨツトン
二十九	一	イルコブトン
三十	一	アホブーン
三十一	一	ハントン
三十二	一	ゾートン
三十三	一	ドートン
三十四	一	タツトン
三十五	一	ヨツトン
三十六	一	イルコブトン
三十七	一	アホブーン
三十八	一	ハントン
三十九	一	ゾートン
四十	一	ドートン
四十一	一	タツトン
四十二	一	ヨツトン
四十三	一	イルコブトン
四十四	一	アホブーン
四十五	一	ハントン
四十六	一	ゾートン
四十七	一	ドートン
四十八	一	タツトン
四十九	一	ヨツトン
五十	一	イルコブトン
五十一	一	アホブーン
五十二	一	ハントン
五十三	一	ゾートン
五十四	一	ドートン
五十五	一	タツトン
五十六	一	ヨツトン
五十七	一	イルコブトン
五十八	一	アホブーン
五十九	一	ハントン
六十	一	ゾートン
六十一	一	ドートン
六十二	一	タツトン
六十三	一	ヨツトン
六十四	一	イルコブトン
六十五	一	アホブーン
六十六	一	ハントン
六十七	一	ゾートン
六十八	一	ドートン
六十九	一	タツトン
七十	一	ヨツトン
七十一	一	イルコブトン
七十二	一	アホブーン
七十三	一	ハントン
七十四	一	ゾートン
七十五	一	ドートン
七十六	一	タツトン
七十七	一	ヨツトン
七十八	一	イルコブトン
七十九	一	アホブーン
八十	一	ハントン
八十一	一	ゾートン
八十二	一	ドートン
八十三	一	タツトン
八十四	一	ヨツトン
八十五	一	イルコブトン
八十六	一	アホブーン
八十七	一	ハントン
八十八	一	ゾートン
八十九	一	ドートン
九十	一	タツトン
九十一	一	ヨツトン
九十二	一	イルコブトン
九十三	一	アホブーン
九十四	一	ハントン
九十五	一	ゾートン
九十六	一	ドートン
九十七	一	タツトン
九十八	一	ヨツトン
九十九	一	イルコブトン
一百	一	アホブーン

三 四 五 六 七 八 九 一 二 三 四

寸 寸 寸 寸 寸 寸 寸 寸 寸 寸 寸

合 合 合 合 合 合 合 合 合 合

尺 尺 尺 尺 尺 尺 尺 尺 尺 尺

(朝鮮尺ノ一尺ハ我三寸三分也) ハンチア
アホブナ
ヨトルホブ
イルユブホブ
ヨソツナ
ダソツナ
トイツナ
セーツナ

五 六 七 八 九 一 一 一 二 三 四

合 合 合 合 合 合 合 合 合 合

斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗 斗

(一升ハ我三合ニ當ル) ハンテー
ハンマル
アホブホブ
ヨトルホブ
イルユブホブ
ヨソツホブ
ダソツホブ
トイツホブ
セーツホブ
ハンホア
ドイホア

五 六 七 八 九 一 一 二 三 四 五

分 分 分 分 分 分 分 分 分 分

斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤

合 合 合 合 合 合 合 合 合 合

テツブンナユグ
ユクブンナユグ
チルブンナユグ
バルブンナユグ
クツブンナユグ
ハンドンナユグ
ハシクン
ツークン
トイクン
ダツクン
ヨツクン

七 八 九 一 一 二 二 三 三 三

斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤 斤

合 合 合 合 合 合 合 合 合 合

イルユブクン
ヨートルクン
アホブクン
ヨールクン
スムクン
ハンナグ
ヅーナグ
イルニヨン
ハンハイ
ヅーハイ
サムニヨン

三ヶ月	セーハイ
四年	サレニヨン
四ヶ月	トイハイ
五年	チーニヨン
五ヶ月	ダツーハイ
六年	ニュクニヨン
七ヶ月	ヨソツハイ
八ヶ月	イルユブハイ
九ヶ月	バニヨン
十ヶ月	ヨトルハイ
十一ヶ月	クレニヨン
十二ヶ月	一ヶ月
十三ヶ月	二ヶ月
十四ヶ月	三个月
十五ヶ月	四ヶ月
十六ヶ月	五ヶ月
十七ヶ月	六ヶ月
十八ヶ月	七ヶ月
十九ヶ月	八ヶ月
二十ヶ月	九ヶ月
二十一ヶ月	十ヶ月
二十二ヶ月	十一ヶ月
二十三ヶ月	十二ヶ月
二十四ヶ月	一年
二十五ヶ月	二年
二十六ヶ月	三年
二十七ヶ月	四年
二十八ヶ月	五年
二十九ヶ月	六年
三十ヶ月	七年
三十一ヶ月	八年
三十二ヶ月	九年
三十三ヶ月	十年

五ヶ月	タソツタル
六ヶ月	(ユウウオル) ニュクウオル
七ヶ月	ヨソツタル
八ヶ月	ナルウオル
九ヶ月	イルユブタル
十月	バルウオル
十一月	ヨートガタル
十二月	クーチタル
一ヶ月	アホブタル
二ヶ月	シーウオル
三ヶ月	トクダツタル
四ヶ月	且ルタル
五ヶ月	タソツタル
六ヶ月	ヨウハントタル
七ヶ月	ソツタル
八ヶ月	ヨルツーダル
九ヶ月	ハーロンナル
十月	イワヅンナル
十一月	サーフンナル
一二月	タツセンナル
一ヶ月	イーレンナル
二ヶ月	ヨーヴレンナル
三ヶ月	アフレンナル

韓國案内

四百五十

十一時	ヨルフルナル
十二時	ヨルヅーン
前	チヂヨシ(サグラ)
後	チーフー(ハーネ)
午	ムースンシ
午	シブニ
何	サムシブニ
幾	イーシブニ
午	ショツ
午	サムシブニ
何	ナシブニ
幾	ニユシクブニ
午	ナルシブニ

八十九里	バルシブニ
九十里	クーシブニ
八十里	バイクニ
七十里	イバイクニ
六十里	サムバイクニ
五十里	サーバイクニ
四十里	チバイク
三十里	ニユクバイクニ
二十里	ナルバイクニ
十里	バルバイクニ
百里	クーバイクニ

(朝鮮ノ一里ハ至る
里ハ彼ノ十里ニ相當ス)
ナヨルカ

東(又ハ) ハンムク
ハンカイ
ハンダヤグ
ハンショグ
ハンマリ
ハンバル
ハンビル
ハンカツ
ハンカツ
ハンキル

頭牛馬
駄(全)
匹(鳥獸)
連(明太魚)
結(田烟)

韓國案内

四百五十二

電トロ 露ロウ 虹ヒメ 星ヒツキ 月ヅキ 日ヒ 地チ 天テン 一イチ 二ニ

集シラフ 船ボウ
包ハラフ
瓶ボン
着カタハ 衣服エフフ
ハンホナル
ハンビュグ
ハンナヨク
ハンサム

(太陽)

ハイ
タル
ノル
ムーチー^ガイ
ボチ^ンガイ
ビヨル
ダソング
ハースル
ムー^チー^ガイ
ムー^チー^ガイ
ボチ^ンガイ

冰ヒョウ 水スル 霧モク 夕タラ 雪ヤク 雨ウ 露ロウ 霜ショウ 風フウ 霧モク 雲ウン 雷ラ

雨ウ 立タケ

ウーロイ
クールム
アンガイ
バーラム
ソチリ
イースル
ビー^ス
ソナギ
ナヤングマ
ムール
オームル

岩イ 野ノ 山サン 濡ヌ 温ム 川カワ 島シマ 岸カタ 海シマ 海シマ 烟スミ 火カ

水スル
フル
ヨングイ
パー^ター
ソ^ム
ハイシウ
サンクツ
ソ^ム
ハイカ^ング
チ^ンヂ^ヨン^グ
ヅル
サン
ボクボ
バーウイ

韓國案内 ● 附錄

西シ 清セイ 朝タケ 日ヒ 我ガ 貴カニ 外ガイ 泥ミ 土ト 破ハ 石シ 坂ハ

洋ヨ 國ク 鮮ヒ 本ヒ 國ク 國ク

ユカ^イ
トル
モーライ
フク
チ^ンフ^ク
チ^イク^ーク
クイク^ーク
アイク^ーク
イルボン
チヨーツン
ヤソング^グク

四百五十三

政^ハ寺^ラ大^シ城^ト道^ハ橋^ハ烟^ハ田^ハ邑^ラ郡^ハ府^ハ都^ハ

府^チ關^カ路^チ

ソーヴル	マーウル	ヨークル	ナヨン	ノン	バツ	ターリー	キル	ソチング	ダイクタル	ナユル	ナヨングブー
ナイアームン	ナヨンボーグーク	コングサコアン	キヨングナヤルソー	チク	ハイコアン	(ハングー)ボクチ	フハングダエー	フハングブー	ワングヒー	セーダヤ	

額^ハ髮^ハ頭^ハ官^ハ兵^ハ通^ハ領^ハ公^ラ郡^ハ府^ハ御^ハ

員^ハ士^チ辯^ハ事^チ使^チ守^ハ使^チ尹^ハ使^チ

指^ハ手^チ舌^ハ齒^ハ口^ハ鼻^ハ耳^ハ眉^ハ涙^ハ目^ハ顔^ハ面^ハ

ナツ	古ルユル	クイ	イブ	イ	ソ	ソン	ソン	スンシケ	スンムル	スーン	クイ								
----	------	----	----	---	---	----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

氣 慶 夢 睡 人 身 足 膝 髋 腰 腹 胸

分 命 體

カースム	パー
ホナリー	ボルギー
ムールブ	パン
モム	クーム
インショソング	チニム
クイソン	ソーリー

母は父、父、両女、男、人、私、汝、我、心、精

親(アービー)親(アービー)親(アービー)

ナイ	ウーリ
ノチ	マーウム
サーラム	ナムダア
ヨーハン	ヤングチ
ブーモ	ヤングチ
ブーモ	ナムダア
ノチ	サーラム

叔、妹、姉、弟、兄、子、娘、子、子、祖、祖

父(ハーラービー)キョブー	孫(ハルミ)ナヨモ
父	弟(アーヴィ)チアシク
(カシナ)タル	チアフイ
孫(アーヴィ)	チアデー
ヒヨングニム	チアリ
ニアリン	ニアリ
アーヴー	アーナイ
スニム	ミヨスリー
スレウム	ヤングダア
シユクフー	トングニユ

下、主、同、朋、夫、聲、妻、嫁、姪、養、甥、叔

男、人、供、友

子	母
シユクモ	チヨクハ
チヨクハーダル	チヨクハーダル
ニアリ	ニアリ
ニアウイ	ニアウイ
トングニユ	トングニユ
チユウイン	チユウイン
ハーフー	ハーフー

馬は 悪く 貧富 小ニ 老長 若也 自他 親類

奴鹿 人に 乏者 借入 分人 人に 類る

(又旦那)オーレン

ナム

チエー

チヨルムンサラム

ヌルクンサラム

ナヨング

ブレザヤー

カーナンハン

バーサーキ

オーリンノム

筆本 學生 先彼此乞盲 痢狂

校徒 生人 人食目 人

ミツナンサラム

ボチゴオリ

クイモチクンサラム

ソトギヨン

イサラム

チヨーサラム

ソンサイング

ハクト

ブツ

思馬 悪貧富小ニ老長若也自他親類

奴鹿 人に 乏者 借入 分人 人に 類る

(又旦那)オーレン

ナム

チエー

チヨルムンサラム

ヌルクンサラム

ナヨング

ブレザヤー

カーナンハン

バーサーキ

オーリンノム

談返手字詩草楷手机紙硯墨

話事紙書書本

(ソーアン)チエクサング

モチク

ピヨール

チヨグフィ

チエボープ

ハイヂア

チヨツー

タブナヤング

クル

只過近此何角紙弓將基踊歌

今日來頃日力鳥基

ノーライ

チユム

バーヴク

チヤングイ

ホアル

シールム

ヨチン

オンドヨー

ミサイ

クルライ

イルチヨン

石 大 商 店 商 冬 秋 夏 春 明 今 休

工 人 年 年 日

工 人	賣	年	年	日
工 人	(ナヤンガサ) サンゴー	コ ナ ニ ョ ン	コ ニ ョ ン	コ 一 ギ ル
工 人	ヨークルム	シ ョ ン グ ニ ョ ン	シ ョ ン グ ニ ョ ン	
工 人	カーヴル	ボム	ボム	
工 人	キヨーウル	モクシウ	モクシウ	
工 人	ナヤンガサ	ソクシウ	ソクシウ	

爲 現 手 利 失 利 相 代 取 漁 百 醫

替 金 形 子 勝 益 場 (シーザク) 價 引 夫 姓 者

ウイウチ	バイクソン	バイクソン	バイクソン	バイクソン
イ	オーデヤングーン	オーデヤングーン	オーデヤングーン	オーデヤングーン
マツトン	クムカブ	クムカブ	クムカブ	クムカブ
ホアン	フングソソング	フングソソング	フングソソング	フングソソング
ビヨー	キヨンパイ	キヨンパイ	キヨンパイ	キヨンパイ
マツトン	ビヨルリー	ビヨルリー	ビヨルリー	ビヨルリー

明 明 今 今 終 タ 牛 正 夜 朝 暫 先

後 時(ナヤムカン)チアムシー

日 晚 日 晚 日 晚 日 晚 日 午

アツカ一	アツチム	バム	チユグラ	ハソナーダアル
オーダエ一	オーダエ一	オーダエ一	クダヨタケ一	クダヨタケ一
夜(カンバム)	夜(カンバム)	ナスル	ナスル	ナスル
モロエ一	モロエ一	モロエ一	モロエ一	モロエ一
ナイイル	ナイイル	ナイイル	ナイイル	ナイイル
ハーロバム	ハーロバム	ハーロバム	ハーロバム	ハーロバム
コナウオル	コナウオル	コナウオル	コナウオル	コナウオル
イーダル	イーダル	イーダル	イーダル	イーダル
クムウオル	クムウオル	クムウオル	クムウオル	クムウオル
イルガン	イルガン	イルガン	イルガン	イルガン

祭 来 此 今 去 一 一 近 署 一 一 昨 昨

昨 昨

日 月 月 月 夜 日 日 日 日 日

月(サイタル) ナイウオル

オーダエ一	クダヨタケ一	クダヨタケ一	クダヨタケ一	クダヨタケ一
ハーロバム	ハーロバム	ハーロバム	ハーロバム	ハーロバム
コナウオル	コナウオル	コナウオル	コナウオル	コナウオル
イーダル	イーダル	イーダル	イーダル	イーダル
クムウオル	クムウオル	クムウオル	クムウオル	クムウオル
イルガン	イルガン	イルガン	イルガン	イルガン

籠宿馬旅船鐵電漁陸船見證

便道報船路本人民

ボイイン
カンサイク
ソンビヨン
ユクノ一
ホアリニンソン

箱時風行提鍵銭數便溝瓦

呂燈所

計數燈物所

餅ヒヨウ 飴ヒムカ 烧ヤク 潤リュン 烟ヤム 茶チャ 看カン 酒サル 飯バン 下ハラ 靴ケツ 足アシ

綿ヒン 衣イ 扇ヒョウ 煙ヤム 煙ヤム 目メ 榆イヌ 鏡カミ 箸ス 匙ス 鍬カツカツ

草カ 入ハラ 裳シヤウ 管カン 入ハラ 鏡カミ

カーヴィ
スウカラク
チヨーカーラク
コチウレル
ピッ
アンギヨング
サムダ
タムボイツタイ
フツナエー¹
ナシ
ハードツ
キユーポツ

雨ウ 笠カスカ 糸ヒ 針ハリ 頭カミ 巾カスカ 軟カスカ 枕カスカ 夜ヤ 帶カスカ 女カスカ 單カスカ

具カ 巾カスカ 着カスカ 帳カスカ 具カ 换カスカ 衣イ

ビヨーカイ
チマー
ヅイ
ホートツ
モークリイザヤング
チウモチニー¹
フィハング
イーブル
シル
カツ
バースル
ウーダヤング

餅ヒヨウ 飴ヒムカ 烧ヤク 潤リュン 烟ヤム 茶チャ 看カン 酒サル 飯バン 下ハラ 靴ケツ 足アシ

酒サル 酒サル 草カ 駄カ 袋カ

シソシソ
ホーリン
ナーマクシン
パン
スール
アンダユウ
トナク
タムボイ
タクチユウ
シーチニウ
ヨナツ
トナク

米ヒムカ 漬カスカ 野カスカ 牛カスカ 素カスカ 胡カスカ 醋カスカ 醬カスカ 密カスカ 汁カスカ 菓カスカ

麻カスカ 物カスカ 菜カスカ 肉カスカ 麵カスカ 油カスカ 唾カスカ 子カスカ

コアーダヤ
クーク
クル
トインドヤンク
クークシウ
ソイユーキ
ナームール
ナムチエー¹
サル

牡 花 草 竹 松 鯉 鯰 魚 胡 瓜 茄 麦

丹 草

椒	子	ホーリー
ネイ	カーチー	
ホツチヨ		
コーキ		
トミー		
ソーナム		
ダイ		
ブル		
ホアーチュ		
モーランホア		

卵 鷄 鳥 雁 鴨 鳩 麻 鳥 松 栗 梨 柿

ノ 實

カム	バイ
サイ	チャツ
ツルガイ	
ビーブールギー	
チーリ	
キローキ	
アル	
カーマーグイ	
タク	

ナブナーリ

ソー

トクツキ

トヤーダ

カイ

ユイ

ボチム

ミヨソングタイ

サムクム

鹽 石 紙 天 千 海 牛 織 小 大

油 草 鱈 參 皮 豆 豆

ヨシグ

バツ

ソーウム

ハイサム

マールンモイロー

ウームー

ソキニウ

チヨングフィ

ソーコム

會 話

(じゝ部)

今から行く テーカーコ

いけません ハチーヨ

幾何づゝですか オルマシーキーヨ

何處に行ますか オーデー、チソッソ

致します ホチブシタ

いつも ヌル

いつしょに ホルマシーキナ

何程か カツガ

愈々 オルマニヤ

トーウク

(ほノ部)

早く バツ

始むれば シーダヤクハミヨン

早く出立しまし イルチユク、トーナ

よ半分だけ ブシータ
ナヨルバンマン

(にノ部)

日本錢 ナルモー、ナナーフ

荷造りせよ イルボン、トン

荷造りせよ ナム、クユーチ

(ほノ部)

はせ(太陽) マルリヨーラ

(とノ部)

(ほノ部)

近い カツカブダ

近道を往かう ナレムキルロ、カ一

茶色 ナヤーナイク

をるか インナ

をりませう イッケツソ

面白く有ませぬ ナヤミチブソ

達ふた(人) マンナツー

を販りででしたか トヲチソッソ

面白い話 ナヤミインヌン、マ

あなたです スイタイキーシーヨ
どうをなりました オツチ、トイヨヅソ
何處に オーテール
泊つて行ましょ ナヤコカブシタ
泊れます モームルマンホチ
泊れましたか ナツソ

止めよ クツチヨーラ
どうぞ アームーヨーナ
問ふて見る ムーロボーアラ
歳は幾何か ニヤイシヨツサーリ

(ちノ部)
自由に イームイロ

韓国案内

四百七十

をおがり	チャップスー、シー	別れる	チャクビヨルハンダ
大きいです	クオムナイヤ	渡つて往ます	コソノチカナ
をそろして	ムーソブタ	わからません	アルケツソ
をのりながる	タシユ	われた(陶器)	カイヂヨソダ
をくれ(物を)	ボナイヲ	(かノ部)	
落ちました(物品)	トーローダヨツツ	落ちました	トラソツツ
多いとびひます	マンダハナ	多いとびひます	マンダハナ
をかしい	カーツーロブタ	をかしい	カーツーロブタ
私は	(わノ部)	私は	(わノ部)
忘れませぬ	ナースン	忘れませぬ	ナースン
忘れました	イギルシウチップスム	忘れました	イギルシウチップスム
	ナイダ		ナイダ
	イザヨッシ		イザヨッシ

歸りました	トラソツツ	別れる	チャクビヨルハンダ
必らず	クイビルコ	渡つて往ます	コソノチカナ
返しませう	トルーボーリヲ	わからません	アルケツソ
縋つて下され	バックー太チユーチ	われた(陶器)	カイヂヨソダ
かんじよし(金錢)	セムハコ	(かノ部)	
呼べ	ブルローラ	落ちました	トラソツツ
		多いとびひます	マンダハナ
		をかしい	カーツーロブタ
		私は	(わノ部)
		忘れませぬ	ナースン
		忘れました	イギルシウチップスム
			ナイダ
			イザヨッシ

呼んでこり	ブルロ、チナーラ	澤山あります	マンソイダ
呼でさたか	ブルロ、ワンナ	高い(品物)	ビツサータ
用意をせよ	チユンビル、ホヨ	たひとう安い	マイチホルム
喜んで	キッコーウオ	澤山	マーニ
喜びます	キップオブニダ	たゞ	ターマン
よく見ます	チャルア、ガブナイ	だんく	ナヤツナヤ
(だノ部)	ダ	だました	タルライヨ
だれか	スガ	たしかな	タンダレハン
たれも居ません	アモトナブシ	(スノ部)	
只今おました	シバングワツツ	それだけです	クパーニーヨ
たとへ	ピーロク	そんなら	クローミヨン
たとへば	カーリヤング	どうじゆ	クリベヨウ

韓國案内

四百七十二

相談して

サーグイホユ

即こん

チニククム

つかれました

コーンハヨツソ

つためい

チヤッタ

頭痛

ヅットング

ねんぐろに

(ねノ部)

アーダユローニ

なります

トイテ

長い

キーン

何程ですか

オルマーユ

何と云ひます

ムーオツシラホナ

なくしました

ムークスニヤ

なされました

マシーユ

なされますな

ムーオルホスニヤ

何をするか

ナソチヨーホチ

なんぎです

ムズシヒヨーギー

なんぎましたか

ナツスムナイダ

何の病ですか

ムスンヒヨーギー

なをりましたか

ムークスニヤ

（いノ部）

暮しました

チナイツソ

暮れまで

チヨームートロク

下がる

チユーシーユ

口をしげ

アイダルロブダ

喰はせて

モーキコ

喰ふたか

モービンナ

やうました

チユーオツソ

やらぬ

アンヂュンダ

やるな

チユーデマーラ

安くせられよ

ホルケーハシーヨ

韓國案内 ● 附錄

韓国案内

茲に

ヨグイ

こまうます

ミンマングホナ

こんじる

アツチヨングサイク

これのみでない

イブンニアニーエ

御免下さい

ホームルマシード

延期する

トライグイハンダ

だらか

トイチ

だらかるか

トイシンダイロ

できかねました

ツールトイヨソ

（めノ部）

（おノ部）

差支いません

クアンケツ、チアン

左様であります

クロツスムコッカ

左様であります

クロツチアンソ

さへそへして下

〔ナヨーナヨクホヨ、チユ

さへ

チーザク

おさすか

チーケック

氣をつけて

ボアナユーシー

さつと

クイヒヨーイ

きゆに

クアビー

來ましたから

ワツスー

四百七十四

インサ、ホーネアム

あいつ

タ

あなた

コーラン

あります

イツ

あちがへ

チヨーリ

あけるが

サイトロク

あじましよ

マンナブシタ

難有ござります

カムサ一ホナイダ

味ひ(食物)

マシ

雨が降るから

ビガチニ

あとでも

ナデュウキラト

ありません

オブサナ

あまらわついか

ノチムー、トーウニ

面倒です。 (みの部) コイロアソ

短い (みの部) チヨールタ

都に行く道は ソーウル、カーメル

水汲でこい キールン、ナラ

水くぬ ムルキロラ

水くぬ (レノ部)

知りません モルゲッソ

仕合せです ターハイングホチ

然らば クロミヨン

久しく (ひノ部)

少しだれ (ナノ部)

持てこい カチヨーナナラ

もとめて クーハヨ

火をともせ ブルキヨナ

火をかやせ ブルコーラ

火をたいたか ブルダイユンナ

もとめて (モノ部)

せひとも ブルガブル

折角 モツナユーロム

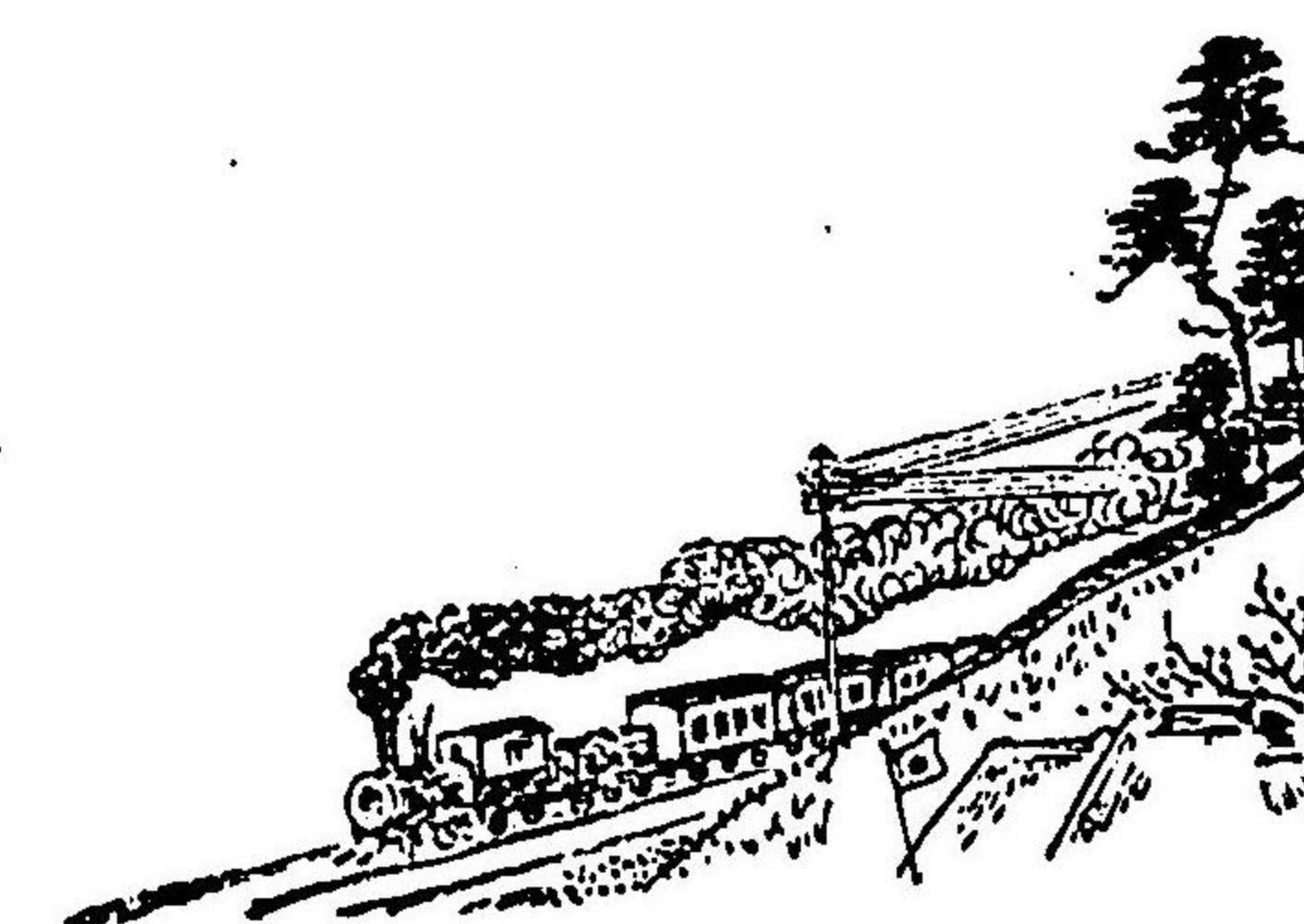
少しだれ (ナノ部)

一ヨムカール、チニウン

頗ぶる チルキチ

少しも ナヤモツ

すゝめる ナヨコムト



大日本諸會社銀行商店案内

(長崎、下關、堺)

大阪西區北堀江三番町 入江回漕支店
東京市日本橋區西河岸 谷道回漕店
神戶市兵庫東出町 入江回漕店
下關市門司口南町 入江回漕店
石門市見瀬町 入江回漕店
門司市内浜町 入江回漕店
伯耆國濱田町 入江回漕店
能登國敦賀津町 入江回漕店

物販業

日本海線定期航路各地荷客取扱店

大家七平本店

大阪西區北堀江三番町 入江回漕支店
東京市日本橋區西河岸 谷道回漕店
神戶市兵庫東出町 入江回漕店
下關市門司口南町 入江回漕店
石門市見瀬町 入江回漕店
門司市内浜町 入江回漕店
伯耆國濱田町 入江回漕店
能登國敦賀津町 入江回漕店
越中中國伏木 新潟上大川前通
佐渡夷港 喜多回漕店
函館東濱町 山縣支店
小樽南濱町 大家七平支店
同上
小林藤一郎
大家七平支店
同上
角野季七
大家七平支店
同上
三上勘兵衛
大家七平支店
同上
龜瓜商會
同上
元山
薩哈連島ヨルサニツ港
浦沙斯德
大家七平支店
喜多回漕店
函館東濱町
小樽南濱町
山縣支店
大家七平支店
鹽田回漕店
大家七平支店
杉浦商店
漁業組合商店
荻野口吉次郎
荻野彌一郎

アサヒビール



品質醇良風味清冽
内外各地博覽會ヨリ毎時最優等賞受領

大坂式株酒會社
同支店

大坂市東區高麗二丁目
電話番號一六二二四六五

賣捌所ハ到ル所ニ在リ最寄リニテ御購求ヲ乞フ

ビンヘット
アカタキスナ



江副商店

大阪

支店

本店 東京市新橋

大阪市西區江戸堀南通二丁目

大阪西横堀東上橋

天狗煙草岩谷商會大阪支店

販賣店ハ到ル所ニアリ

北區富島町三百九番地

貨物運送業并
大阪税關貨物取扱人

日韓商船組

(電話 西四六八)

大阪南區木津川町二丁目

攝津紡績株式會社
 電話 西一八〇、電信略號「セツボ」

大阪市東區本町二丁目九十七番屋敷

絹綿織物商 ◆ 稲西合名會社
 (電話 東五〇八、發信略語「イナ」)

吳服、綿織物
 商
 海氣、平綿織物

大阪市東區本町三丁目八十四番屋敷
 (電話 東一五七二、發信略語○ニ)

伊藤忠兵衛本店
 (電話 東一五七二、發信略語○ニ)

鞄
 卸商炎林大策

大阪市東區北久太郎町四丁目

(電話 東二〇九〇番)

韓國貿易商 一林長太郎

(電話 西六四七番)

大阪市西區南堀江通五丁目六十四番屋敷
 朝鮮物產問屋 ◆ 橋西清一郎商店

電話 西九八〇番

朝鮮貿易商 ◎ 日韓貿易商行

海產物委託販賣
日韓清貿易商

電話西二五六、發電器號ニシナリ(又ハ)ニ
神戶市内榮町四丁目 西成支店

大阪市西區南堀江通五丁目百十一番屋敷

西成新右衛門
兼雜貨買賣
大坂市西區南堀江上通五丁目百十一番屋敷
布井太一郎

大阪市西區北堀江通二丁目

希布井商店
硝子器卸商

大阪市西區北堀江通二丁目

韓國輸出入品委託賣
韓國向木綿仲買商標
六・大津直吉商店

電話西一三五九番

大阪市西區土佐堀二丁目六十一番屋敷

加古伊之助
電話西一二一五番

日本清韓貿易商
海陸物産委託販賣業

久 楠 西 源 造

(電話西七六七番)

(電報略號スミ(又)ハス)

大阪市西區新町南通四丁目
住 源 商 店

大阪市東區南久寶寺町三丁目

ハンナーフ商 久川島慶治郎

電話東二六二四番

大阪市南區安堂寺橋通二丁目二十九番屋敷

韓國貿易商久神木彦三郎

電話東六四一番

電信略號(〇)

韓國貿易次商
雜貨買賣商

吉田貞次郎

大阪市西區北堀江通四丁目汐見橋北詰北入

乾物商 一 谷口治右衛門

大阪市北堀江通六丁目

銅鑄鍋
器物
商 新 田中新右衛門

電話西八百七十番

其韓國向木綿
其他種々

標商號登

大阪市東區本町三丁目

電信路號(チツ)

今根津清商店

朝鮮貿易商
雜貨買次

三山本三郎商店

大阪市南久太郎町堺筋西入

電話西一五五九番

内外總系商(八木與三郎)

電信宛名
(電話固東六一五、一四三)
電信路號「ヤン」

大阪市東區平野町二丁目

和韓洋藥
問屋

△福島福之助

電話固東三六四〇番

大阪市西區阿波堀通四丁目

日清韓貿易商
海陸物產荷請問屋

余小泉清左衛門

電話西四四三番

朝鮮貿易商
委託販賣業

◆小倉幸商會

電話西一八七番

繩 叻 商 ③ 荒 末 商 店
大坂市東區本町一丁目七十四番邸
店主 浅野末吉
電話東二八六七番

繩 蓮 國 輸 出
今 荒 尾 英 治 郎
大坂市北區堀ノ上町百九十五番屋敷荒庄

(電話固東二四九二番)
(電信略號オサカアラエ)

朝鮮貿易商 木 谷 伊 助
大坂市西區南堀江通五丁目
電話西三一九番

洋 鉄 鋼 鋅
釘 鈑 片 引 钉
釜 平 板 滾 板
石 銑 鐵 販 賣

岸 本 商 店
大坂市東區瓦町一丁目

(電報發信) (電話固東二〇五五番)
(畧號(き)) (番號固東二〇五六番)

洋 庫 商 金 岩 崎 太 四 郎
大坂市東區北久太郎町四丁目
電話東一一八〇番

朝鮮貿易商 五百井長平
大坂市西區南堀江上通五丁目百十八番邸
電話東一一八〇番

韓國物產
委託販賣問屋
五百井清商店
電話西五二八番

大阪市西區道頓堀通四丁目

電話西五一七番

朝鮮向諸金物
鍋金類一式卸商◎**宮脇源藏**
朝鮮貿易商
踏紙委託販賣問屋
三浦商店
電話西五二八番

大阪市西區北堀江三番町
大阪市西區北堀江通四丁目

電話西五一七番

朝鮮貿易商
庄野嘉久藏商店
(電話番號 国西二四三番
電信略號 シヨノ(又ハ)シ)

大阪市西區北堀江通四丁目

大阪市東區島町二丁目

朝鮮貿易商
綿布雜貨商
守田商店
電話西三六五番

大阪市西區北堀江通六丁目

各國紙商
全鈴木惣七
電話西七五一

資本金貳百萬圓
當座預金
小口當座
定期預金
支店
出張所

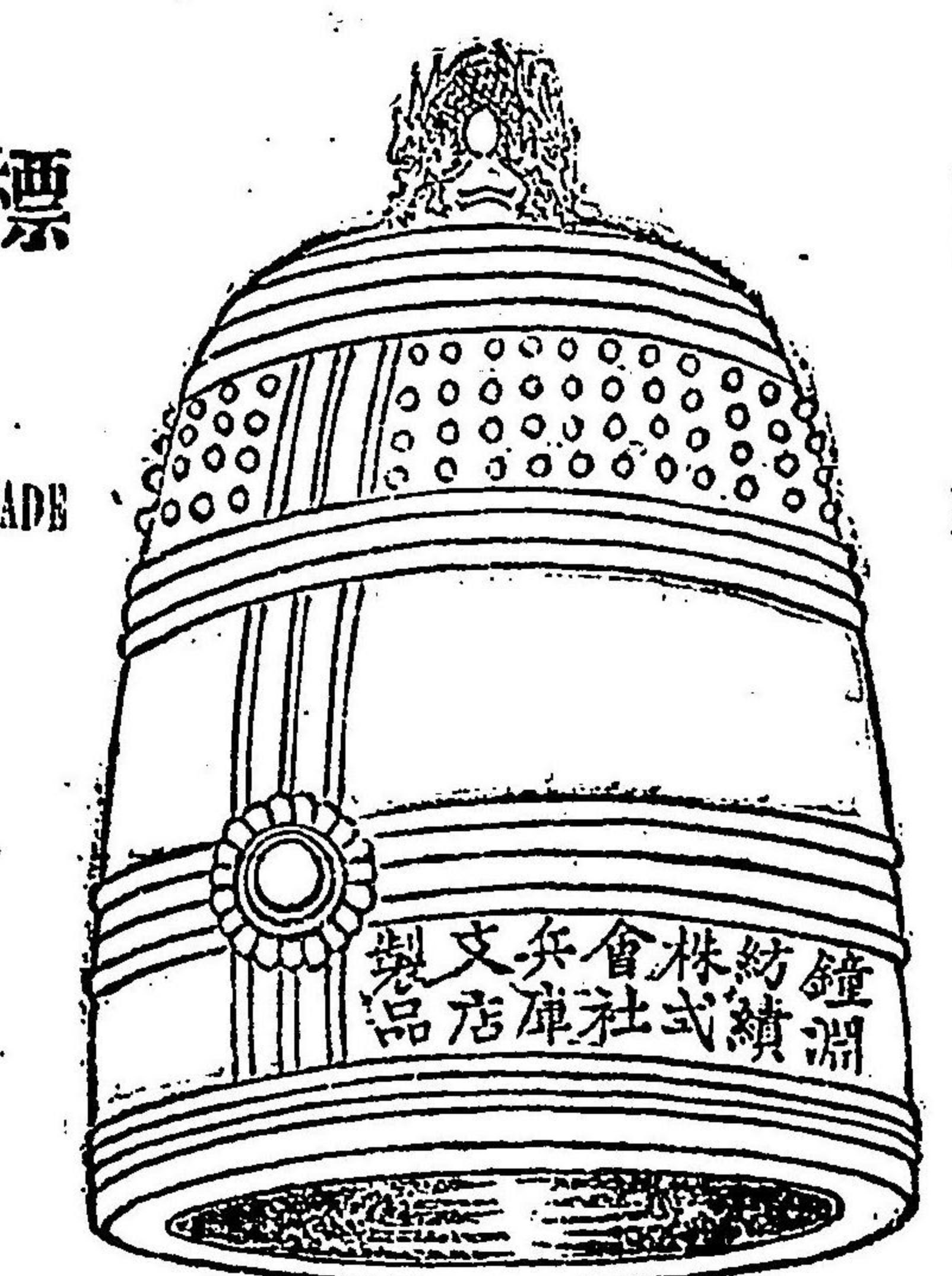
長崎市築町
日歩
株式會社
十八銀行

壹錢參厘
七厘
壹錢七厘
六步
三ヶ月以上
一年
六步
年
六步
五厘步
年
六步
五厘步
年
六步
五厘步
元山

福江 武生水

全國重要ノ地ニ取引先アリ旅行者ノ便ヲ計リ信用狀ヲ發行ス

▲長崎之部

標 TRADE MARK

 KANEAFUCHI
 SPINNING CO., LTD.
 HYOOGO
 池尻東庫兵市戸神
 社會式株績紡淵鐘
 部業營

荷外國貿易商 稲松合資會社
 長崎市本五島町

電話長距離加入四一二二番
 電信局號發(キ)受(イナマツ)

外國貿易商
 兼洋鐵釘卸屋商
 荷受問屋商

長崎市江戸町十四番戸

長崎市本下町二十三番戸
 吉野屋號

舍林熊八郎

電信局號ヨシノヤ又ハ(ヨ)

外國貿易商
 荷受問屋商
 三 大鶴利三郎

電話六六三番

長崎市西濱町十九番戸
 荒物屋事

外國貿易商
 兼荷受問屋商
 分片山繁商店

發電局本博多町
 電信局號カシ
 電話八二八番

長崎市萬歳町十七番戸

外國貿易商
 鐵外國貿易商
 三 橫溝猪太郎

(電信局號〇〇)

回外國貿易商 田原儀八
長崎市江戸町六十一番地

貿易商 今内藤來太郎
洋金巾、木綿、打綿、洋綱販賣（電話百九番）

北陸生命保険株式會社代理店
長崎市江戸町四十三番戸

石荷貿易
油受問屋商

ま 松本庫二
松庫商店

（發電略號〇マ、電話長距離加入二〇六、

長崎市西濱町十六番戸

古銅洋銅銅鐵銅錫
銅鑄鐵鑄銅鑄鐵鑄錫

（電話長距離加入八四四番
長距離電話三六番

長崎市築町十四番戸
長崎市西濱町四十二番戸

外國貿易商 一福地定吉
荷受問屋商

（發電略號フクナ（又）ア

貿易商 今溝田支店
兼荷受問屋合溝田支店

（電話長距離加入八四四番
長距離電話三六番

紅綠茶卸小賣商 長崎市本糸屋町十四番戸
溝田本店

（電信略號（ニ） 電話番號三五六番

朝鮮輸出入品
販賣問屋 玉溝口虎一

長崎市銅座町十九番戸

各國貨幣両換商

日韓貿易商

盛屋事 (長距離電話二二一番)

日本郵船株式會社
其他内外漁船荷客取扱所
十福島回漕部

内山回漕店

店主 内山得太郎

(電話百五十九番)

長崎市江戸町

日本郵船株式會社
其他内外漁船荷客取扱所
十福島回漕部

電話五三三番、店主 福島友吉

外浦町縣廳前福島屋 電話一六〇番、

福島屋支店 電話一六一番、

旅館 下ノ關ノ部

下ノ關市岬ノ町第二十二番地

日韓貿易商
兼委託貿易問屋 西村宗四郎

日本遠洋漁業株式會社

鰯肉一手販賣

(電話二五五番、
電信客語ニシツ)

柏長本店

日本郵船大阪商船
内外漁船荷客取扱
旅館

下ノ關市東南部海岸通

日韓貿易
兼問屋
保瀧山保吉
(電信器號 ダキ)

下ノ關市西南部町中利事
内海陸物産
委託賣員問屋
今山中茂吉

(電信署語(ナカリ)又ハ(ナ)又(ヤ)固電話三三五番)

日韓貿易商
兼委托賣員問屋
下ノ關市觀音崎町

刃安井商店
(電話二三〇番)

日本郵船大坂商船
其他内外漁船 荷客取扱
臺灣、朝鮮、支那 荷客取扱
大韓國京釜鐵道會社荷物取扱

下ノ關市西南部町三十五番地
萬里館事

圣旅館 肥後又回漕店

店主 秋田又太郎

(電話六十二番)
(電信署號 ヒマ)

11/8/34

金銀賞牌數十個受領



▲ 場ノ部

從來當社發賣ノ銘酒 澤龜、二
羽鶴、的正宗印ノ義ハ幸ヒコ
御高需ノ采ヲ蒙ムル、年久數年
々歲々好城ニ進、候段感謝措ク
不能義ニ御坐候就テハ今後一層
奮勵銘酒其モノ、名ニ背カサル
ヲ期シ愈々酒質ヲ吟味改良シ容
器ニ注意シ諸事親切ニ且ツ御便
利ニ御取扱可致候殊ニ本年度
本火入酒、ハ香味色合共ニ優
等ニ醸成仕候間多少ニ拘ハラス
御注文被仰聞度候 敬具
明治三十五年八月

大阪府堺市九間町西二丁
醸造元

宅合名會社

明治三十五年八月廿三日印刷
明治三十五年九月一日發行

著作者 香月源太郎

東京市日本橋通一丁目拾七番地

大阪市西區新町北通一丁目六十五番屋敷

印刷所 青木恒三郎

伊勢四日市市堅町

青木嵩山堂

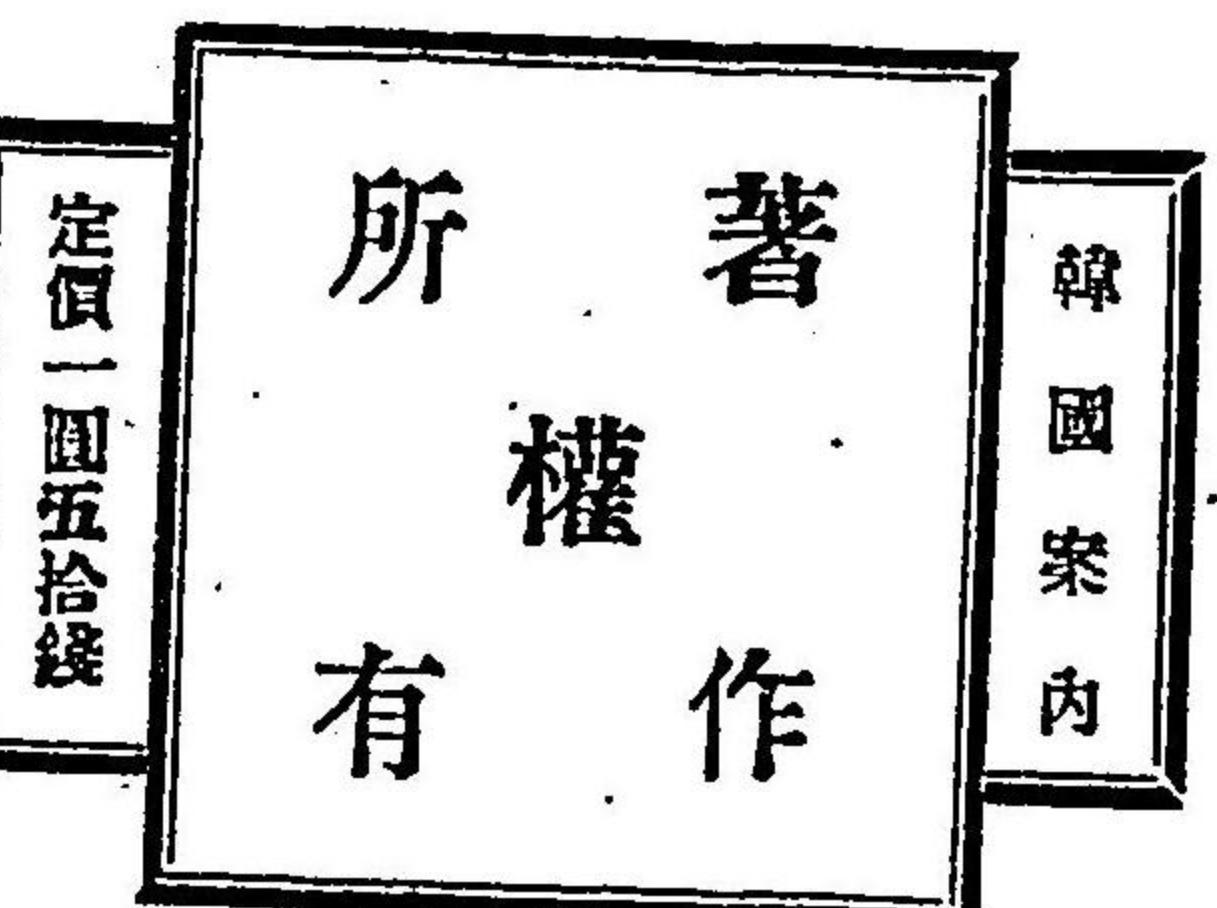
電話西七八五〇番

電話西七八九番

發行所 大阪市東區心齋橋筋博勞町角

東京市日本橋通一丁目角

賣捌所 嵩山堂支店



著作所

伊勢四日市市堅町

青木嵩山堂

電話西七八五〇番

電話西七八九番

●リレ被ヲ榮光ノ用御室帝モク畏ハ品製ノ舗弊●

要主義營

弊舗

ノ製品ハ今ヤ輸入ヲ防壓シテ年々多額ノ輸出ヲ爲ヒリ

- 壓作各種玻璃器○各種乳香器○各種壺類○其他玻璃一切製品○各種化粧石鹼○各種洗濯石鹼○各種香水○各種香油○贊付○白粉○齒磨○其他一切ノ化粧用品○洋蠟燭○硝子鏡○毛巾○絹、綿真田其他織物類一切
- 瓶詰菓子及ビスケット
- 卷菓○燐寸○洋紙○獸毛○金屬製食器及裝飾器○バイア及煙管
- 其他雜貨諸種

特約販賣品目

自製品目

電 話 特 東 一 三 八 二
發 電 略 號 ()

日本大阪市東區心齋橋通南久寶寺町

野々村南號

京都同名古屋全橫神同廣下全長熊鹿兒島本關島戶濱

山田芸艸堂山中勘次郎川瀬代助星野文星堂丸善書店川瀬日進堂高梨東神堂友上山松藏重野集文堂宮本茂三郎長崎次郎吉田幸兵衛

京城平田山岡書店仁川山木釜山群山鎮南浦平山元馬山浦上海

吉見書店尾岡常太郎吉秀房吉店店能勢邊商山政吉房


大取次所

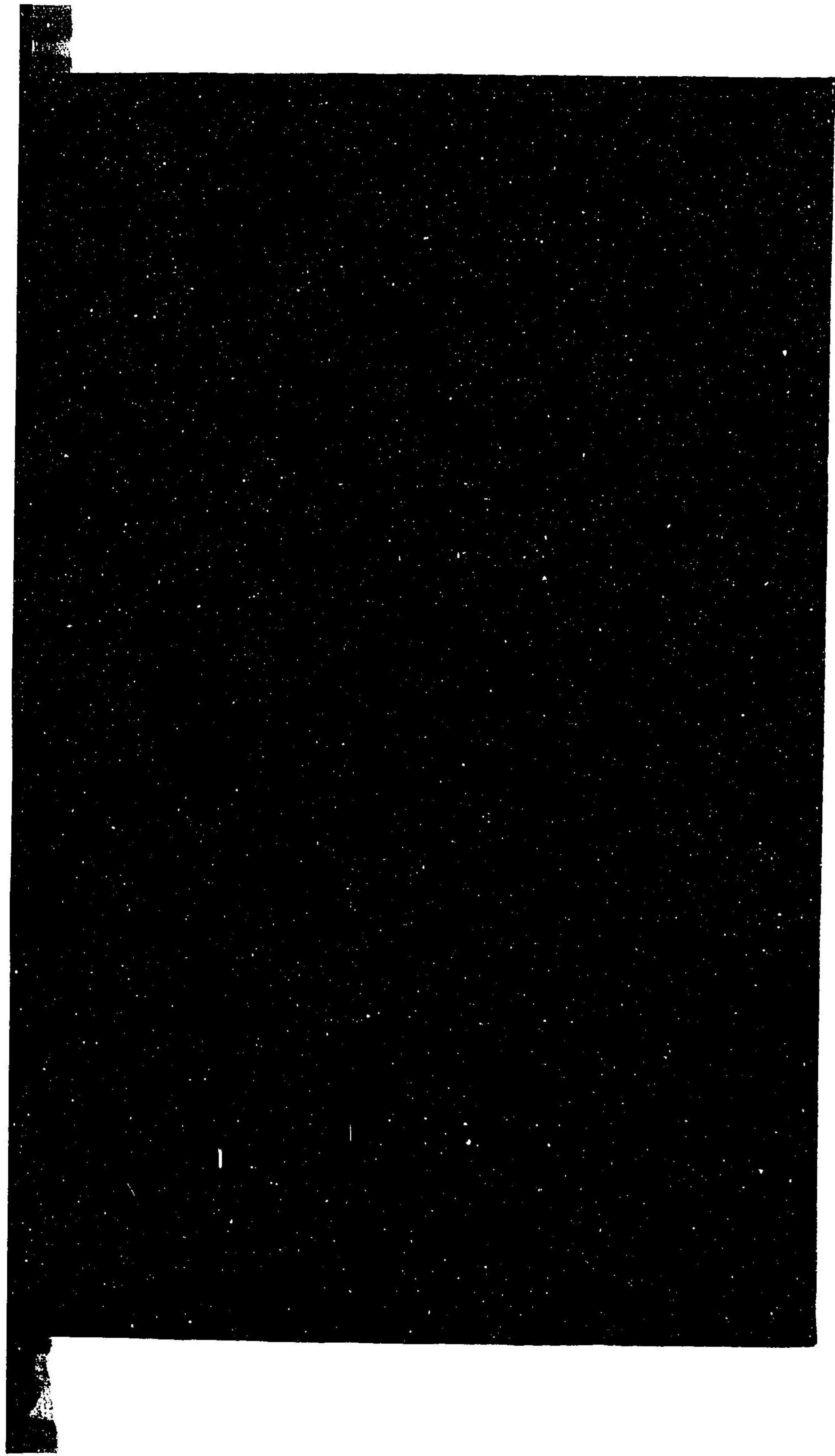
京城商品陳列所

IKU38



S. NOKONURA Perfumer & Soap Maker





96

38

(M)

026375-000-2

96-38

韓国案内

香月 源太郎／著

M35

ADD-0026



